

地域貢献企業認定制度

「信頼」と「ネットワーク」で結ばれる豊かな市民生活の実現を目標に、横浜市民を積極的に雇用している、市内企業との取引を重視しているなど、地域を意識した経営を行っている企業で、本業及びその他の活動を通じて、障がい者雇用、出産・育児サポート制度、環境保全活動、地域ボランティア活動などの社会的事業に取り組んでいる企業等を、一定の基準（横浜型地域貢献企業認定規格）を基に「横浜型地域貢献企業」として認定し、その成長・発展を支援する制度です。

認定について

各事業者の取組内容を評価・確認し、認定委員会で認定します。認定は、取組（評価）内容に応じ、3段階で認定します（基準に満たない場合は認定されません）。

認定企業への主な支援

- ①認定証・マークの付与
- ②認定企業間のネットワーク構築支援
- ③認定企業限定セミナーの実施
- ④横浜市・（財）横浜企業経営支援財団ホームページ等による認定企業の広報支援
- ⑤融資制度「企業価値向上資金（地域貢献企業支援）」の利用
 - 利率：2.1%以内
 - 融資期間：7年
 - 限度額：8,000万円（ただし、「最上位」認定企業は1億円以内）
 - 保証料率：横浜市信用保証協会所定（「最上位」認定を受けた企業は8,000万円までの部分は全額免除、これを超える部分は所定）

※融資については金融機関及び信用保証協会の所定の審査があります。

認定期間

認定日から2年間有効です。（認定後、2年ごとに更新審査を受けていただきます。更新をしない場合は認定の効力は消滅します。）

※認定費用の補助や保証料の免除は、毎年度の横浜市の予算の範囲内となります。



認定証

認定企業紹介



YOKOHAMA

武松商事株式会社

- 【所在地】 横浜市中区山下町106
【事業内容】 廃棄物収集運搬、処分業
【従業員数】 171名

武松商事株式会社は、1976年に創業し、現在中区に本社を構える従業員171名の中小企業で、主な業種は廃棄物処理業です。

「顧客満足こそ我々の満足」「自己への挑戦」を経営理念に、事業を行っています。

同社の特長的な取り組みとして、1つめは有資格者による自社内での車両整備実施、2つめは高齢者の安定雇用、3つめは環境物品リサイクルカーターの製造・販売、などがあげられます。



経営理念

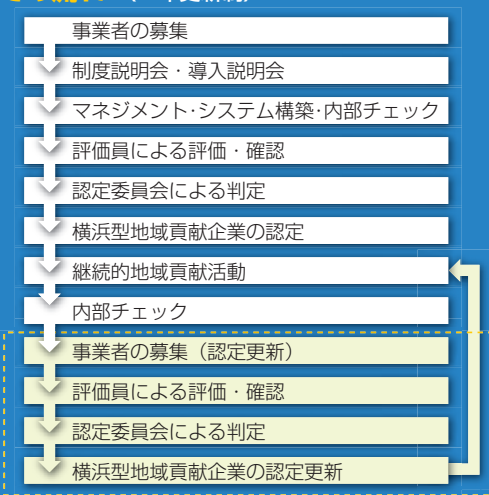
- ・「顧客満足こそ我々の満足」
- ・「自己への挑戦」

特徴的な取り組み

- 有資格者による自社内での車両整備実施
- 高齢者の安定雇用（65歳以上30名）
- 環境物品リサイクルカーターの製造・販売



認定までの流れ <2年更新制>



評価方法

① 地域貢献活動への取組状況について (地域性評価)

項目ごとに地域貢献活動への取組状況と地域性基準を満たしているかを評価します。

【評価項目】

項目		項目
必須 重要	コンプライアンス	一般 財務・業績 労働安全衛生 消費者・顧客対応 情報セキュリティ
	雇用	
	環境	
	品質	
	地元活用・志向	
	地域社会貢献	

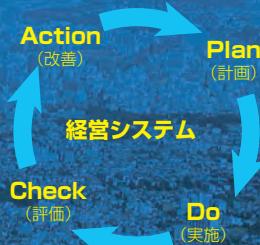
【地域性基準】

次のいずれかの基準を上記評価項目ごとに1つ設定し、達成状況进行评估します。

- ①地域性比率：取組みの対象者(従業員、顧客、取引先等)のうち、横浜在住・所在の割合が50%以上
- ②地域限定性：50%以上ではないが、横浜在住・所在の対象に限定した取組みを行っている
- ③地域志向性：横浜という地域特性・文化等を重視した取組みを行っている

② システムの構築状況について (経営システム評価)

地域貢献活動を継続的に取り組むための経営システム(仕組み)が構築されているかどうかを評価します。



ヨコハマの宝!

横浜型地域貢献企業を応援します。

募集期間

通年募集
(申込書等は、<http://www.idec.or.jp/csr/>より取得できます)

募集要項

対象企業 この認定制度にご興味、ご関心のある次のいずれにも該当する事業者(法人、組合又は青色申告事業者)が対象です。

- ①横浜市内で事業活動を行う企業等であること
- ②横浜市内に本社、または事業所を有すること(事業所単位での申込みも可能です)
- ③横浜市内で1年以上継続して事業を営んでいること(資本金・従業員数等での制限はありません)
- ④横浜市税を納付していること

申込方法 募集期間内に、次の書類をFAX・郵送・持参で提出してください。

提出書類

- ①横浜型地域貢献企業認定応募申込書
- ②企業概要書
- ③発行後3か月以内の商業登記簿履歴事項全部証明書(ただし、事業所単位の申込であり応募事業所が支店登記を行っている場合は、当該支店の所管法務局が発行するものも可)
- ④横浜市税に関する納税証明書または領収書の写し(最近3か年分。ただし、当該事業所の設置から3年を経過していない場合は、設置から納期の到来している年分)

書類提出先 財団法人横浜企業経営支援財団 横浜型地域貢献企業支援事業推進本部
〒231-0011 横浜市中区太田町2丁目23番地
横浜メディア・ビジネスセンター7階

認定にかかる費用 10万円(更新は5万円)

- ①従業員数10人未満の事業者 自己負担分：3万円
 - ②従業員数10人以上の事業者 自己負担分：5万円
- *認定手数料は10万円ですが、平成22年度は横浜市からの補助があります。補助金の請求や受領については、当財団に委任していただきます。

(2010年10月1日現在)

協力

横浜商工会議所
横浜市立大学 CSR センター LLP
NPO 法人横浜スタンダード推進協議会
横浜市経済観光局 経営・創業支援課

お問合せ

財団法人横浜企業経営支援財団 横浜型地域貢献企業支援事業推進本部
TEL. 045-225-3711 FAX. 045-225-3738

<http://www.idec.or.jp/csr>



YOKOHAMA

武松商事 株式会社